

「特定家庭用機器廃棄物の適正処理について(取りまとめ案)」に対するパブリックコメントにおいて寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

平成20年7月11日(金)から平成20年8月11日(月)にかけて、「特定家庭用機器廃棄物の適正処理について(取りまとめ案)」に対するパブリックコメントを実施しましたところ、以下のとおり御意見が寄せられましたので、御意見の概要及びそれに対する考え方をお知らせします。

- 1 意見募集方法の概要
  - (1)意見募集の周知方法  
電子政府の総合窓口(e-gov)並びに環境省ホームページに掲載
  - (2)意見提出期間  
平成20年7月11日(金)～平成20年8月11日(月)
  - (3)意見提出方法  
郵送、FAX又は電子メール
- 2 提出された意見数  
意見提出者数 7名  
提出意見総数 14件
- 3 寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方  
下記のとおり

1. 基本的な考え方

(1)廃棄物における化学物質対策の基本的な考え方

主な意見の概要	意見に対する考え方
特定家庭用機器の個々に含まれる有害廃棄物について分析し、クリーン・サイクル・コントロールの考え方に基づき適正処理を進めることが望ましいとする取りまとめ案には基本的に同意できる。	報告書の内容に賛同する御意見として承ります。

(2)現行の特定家庭用機器の処理基準設定時

主な意見の概要	意見に対する考え方
同時期にパブリックコメントを求めている「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書(案)」では、「再商品化と一体的に行うべき生活環境保全上の事項」として乾燥機のフロン回収を求めている。現行の処理基準においてもエアコン及び冷蔵庫の冷媒フロン回収を義務付けていることから、本取りまとめ案においても、乾燥機のフロン回収の必要性について言及すべきである。	本項目において、「製造業者等が義務づけられる再商品化等と同程度の水準に廃棄物処理法の廃棄物処理基準を強化することが適当」と記述しており、御意見に関する内容は言及しているものと考えています。

### (3) 特定家庭用機器廃棄物の再生施設の置かれている状況

意見はありませんでした

## 2. 薄型テレビに含まれる有害物質の取扱いについて

### (1) 液晶テレビの蛍光管に含まれる水銀について

意見はありませんでした

### (2) 薄型テレビのガラスに含まれる有害物質について

意見はありませんでした

### (3) 基板に含まれる有害物質について

主な意見の概要	意見に対する考え方
本項のタイトルの趣旨に沿うなら、第1段落で論じている再商品化の必要性よりも、まず第2段落に掲げた重金属等の適正処理を先に記載すべきである。	基板に含まれる有害物質の適正処理を論じる際に、まずは再商品化等の範囲に係る考え方を示したうえで、有害物質の適正処理の取扱範囲について記載しているものです。
本項の考え方(欧州ROHS指令への対応等により鉛フリー化が進んでいるものの、基板等からの金属回収等が必要)に立つなら、同指令により使用が禁止される臭素化難燃剤についても鉛と同様その使用は減少傾向にある一方で、廃棄量の増加が見込まれるブラウン管テレビの筐体プラスチックは水平リサイクルを含めたりサイクルが困難となると想定されることから、難燃剤を含むプラスチックの適正処理についても検討が必要であるとすべきである。	本項目については、新たに追加される薄型テレビの基板に含まれる有害物質に関して記載したものでありますので、難燃材を含むプラスチックの適正処理については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
廃棄物の減容と再生資源の利用という立法精神に基づけば、技術的に可能なものは全て再商品化の対象とすべきである。よって電源基板(低品位)も再商品化の対象とすべきである。	基板は、制御基板(高品位)と電源基板(低品位)に分類され、低品位なものは市況によっては、有償又は無償で譲渡され得ない可能性もあります。よって、再商品化率が最低限達成すべき義務であることを踏まると、制御基板(高品位)についてのみ再商品化等の対象とすべきであると考えます。しかしながら、適正処理の観点からは、電源基板(低品位)も含め検討すべきとしています。

### (4) 薄型テレビに関連するその他の事項

主な意見の概要	意見に対する考え方
(1)に掲げているように、水銀対策は世界的な喫緊の課題であることから、水銀を含む蛍光管やパネル部分を含む機器の適正処理については、特定家庭用機器廃棄物の処理基準の策定と時期を合わせて、廃棄物処理法における処理基準の追加を検討する旨、記載すべきである。	今後、廃棄物処理法における特定家庭用機器廃棄物の処理基準に反映すべく取り組むことを念頭に、本取りまとめ案をまとめているものです。

### 3. パーゼル法との関係

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>昨今、資源回収目的で家電品等が無償又は有償で引取る業者があるが、これらの業者が分離・回収した部品や素材についても輸出されている状況を考えれば、特定家庭用機器廃棄物の再生施設以降の再生資源の輸出等に限定せず、廃棄物由来か否かに関わらず、水銀、鉛、砒素、アンチモン又は臭素化難燃剤等が一定以上含まれている場合には、パーゼル法の遵守が必要となる可能性がある、とすべきである。</p>	<p>特定有害廃棄物等の輸出入に関しては、パーゼル法による規制を行っており、資源回収目的で輸出される特定家庭用機器廃棄物及びその部品等が有害特性を有する場合にはその規制対象となります。こうした趣旨がより明確になるよう、ご指摘の部分については以下のとおり修正させていただきます。</p> <p>「有害物質を含む部品や再生資源の輸出等については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「パーゼル法」という。)に基づき、水銀、鉛、砒素又はアンチモン等が一定以上含まれている場合には、パーゼル法の遵守が必要となる可能性があることに留意が必要である。」</p>
<p>取りまとめ案が示すように有害物質を含む特定家庭用機器廃棄物の適正処理は先進的なシステムと技術を持つ我が国においてさえも難しい課題であり、まして開発途上国においては現実問題として適正処理は困難であると考えるのが妥当である。</p> <p>したがって「パーゼル条約／パーゼル法」の精神に則り、有害物質を含む特定家庭用機器廃棄物は全て国内で処理し、輸出する場合には有害物質を含まない再生資源だけに限定すべきことを取りまとめ案に明記していただきたい。</p>	<p>特定有害廃棄物等の輸出入に関しては、パーゼル条約に基づき、相手国において環境上適正に処理されることを確保することが、締約国に義務づけられており、輸出入の承認において、上記を厳格に確認しています。</p>
<p>廃棄物同然の「有害物質を含む特定家庭用機器」が「中古品」名目で途上国に輸出されるが、実際には「中古品」として使用されず、途上国で危険なりサイクルが多々行われていると言われている。</p> <p>したがって、特定家庭用機器だけでなく、全ての「使用済み電気・電子機器」について「中古品」の基準を明確にし、この基準を満たさないものは全て「廃棄物」とすべきこと、及び輸出に当たりこの中古品基準を適用すべきことを取りまとめ案に明記していただきたい。</p>	<p>特定有害廃棄物等の輸出入に関しては、パーゼル法による規制を行っており、関係機関と連携し監視強化を進めています。また、使用済みブラウン管テレビの中古利用に係る輸出時の判断基準についても検討を始めています。「全ての使用済み電気・電子機器について」との御意見に対しては、特定家庭用機器廃棄物の適正処理の範疇を超えた御指摘ではありませんが、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>多種類のテレビが、廃棄物でなく海外で再使用する目的で製品として輸出されているが、それらの中には鉛、水銀、砒素又はアンチモン等の有害物が含まれており、最終的にどこかの国で廃棄され、売却できない有害物を含んだ部品が野積みされ放置されている。これらが公害輸出となる前に、処理技術の移転等を含めた対策を各国協力して講ずるべき。</p>	<p>当省では、2005年より、関係各国及びパーゼル条約事務局と連携し、アジア太平洋地域における電気・電子機器廃棄物の環境上適正な管理に向けた支援を行っています。</p>

その他御意見

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>本専門委員会のテーマが「特定家庭用機器廃棄物の適正処理」にあったのでやむを得ないと思うが、もっぱら「廃棄物の適正処理」に議論が集中し、「使用回避」の可能性について議論がなされなかったのは残念である。</p> <p>いわゆるe-waste問題に対して、EUでは入口管理(RoHS指令)と出口管理(WEEE指令)の両面で対処しようとしているところ。そして現在のRoHS指令において砒素は対象になっていないものの、ノルウェーが砒素規制を打ち出している。</p> <p>第7回専門委員会資料3の12ページにもあるとおり、すでに砒素フリーの製品が実用化されており、さらにアンチモンフリーの製品も開発されていると聞く。</p> <p>液晶パネルの製造において韓国・台湾企業の後塵を拝している現状において、わが国が率先して液晶パネル中の砒素規制を打ち出し、この世界標準化を図ることは、環境汚染をグローバルな視点から防止するだけでなく、わが国の電気・電子産業の競争力強化にも資するものと考えられる。</p>	<p>平成20年2月の「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討について(意見具申)」を踏まえ、製造業者以外の者が特定家庭用機器廃棄物の処理を行う場合の処理基準の強化を図るために取りまとめたものでありますが、基本的な考え方においては、廃棄物における化学物質対策に際しては、使用回避(クリーン)、循環利用(サイクル)、制御(コントロール)の考え方を踏まえ、適正処理を進めることが望ましいものとしています。</p>
<p>「廃棄物処理法における処理基準」は重要であるが、ここで得られた知見は、環境保全という本来の目標に向け、廃棄物処理法が実質的に及ばない範囲にも、広く反映すべきである。</p> <p>第4回リユース基準合同会合(5/29)において、「(温暖化防止とオゾン層保護の両面から)CFC使用の冷蔵庫はリユースではなく、リサイクルとすべき」旨の意見があった。</p> <p>有害性が高いもので使用回避(代替)技術がすでにあるものは、再び世に出すべきではない、との高い見識によるものと考えられる。</p> <p>本専門委員会はリユース基準を議論する場ではないとはいえ、ここで比較的高濃度の砒素の含有と溶出が明らかになった以上、この結果を慎重に吟味した上で、リユース基準の議論にも反映させるべきものと考えられる。</p> <p>また、同様の立場に立つなら、パーソナルコンピューターおよび周辺機器にも液晶パネルがあり、これらのリサイクルにおいては資源有効利用促進法においてリユースが有力な手段となっているので、齟齬の無きよう、こちらの手当て(見直し検討)も必要である。</p> <p>さらに、本専門委員会を含めた、特定家庭用機器に関する一連の審議会は、「見えないフロー」を問題視しながらも、その有力な入口である、いわゆる「買い子」の法的な位置づけを明確にしていない。「廃棄物処理法における処理基準」の策定は重要ではあるが、ここで得られた知見は、廃棄物処理法が実質的に及ばない範囲にも、広く反映すべきである。</p> <p>ただし、これは廃棄物処理法の適用範囲を広げるといったことではなく、得られた知見を関係する法令等に反映させるという意味です。誤解なきようよろしくお願いいたします。</p>	<p>本取りまとめ案は、特定家庭用機器廃棄物の適正処理について取りまとめたものでありますが、ここで得られた知見については、今後その他の分野においても活用いたします。</p>
<p>取りまとめ案には、再生施設におけるこれまでの有害物質の取扱、管理のされ方、回収や処理のされ方、環境リスク等に関する事実を記載し、情報を十分開示すべきである。</p> <p>今回の取りまとめ案は、液晶テレビ、薄型テレビに含まれる水銀、砒素、アンチモン、鉛などの有害物質が、これらを集中的かつ大量に扱う再生施設において環境中へ放出される危険に着目し、その管理・適正処理の必要性を述べている点自体には賛同できるものである。</p> <p>しかし、その前提として、いまこうした有害物質の適正処理を求めるといことは、逆に平成13年の家電リサイクル法の施行後現在までの7年余りの間は、再生施設においてこれら有害物質が一体どのような処理をされてきたのか、非常に不安を覚えるところである。これらの有害物質は、従来から廃棄物処理法や大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、労働安全衛生法、水道法その他環境基準においても厳しい規制がなされている物質であり、これらが集中する再生施設において、これまでどのように取り扱われ、管理され、回収され、処理されてきたのか、過去の環境への放出についてリスク評価はされているのかは、国民の関心事であり、当然に事実が情報公開された上で、議論がなされるべきである。</p>	<p>廃棄物処理法や大気汚染防止法等の環境関連法令の規制対象となる施設については、自治体において遵守状況の確認を行っております。また、平成13年の家電リサイクル法施行後においては、フロン類の回収量を公表するとともに、立入調査を行い特定家庭用機器廃棄物の適正処理についても確認を行っております。</p>
<p>有害物質の適正処理については、「検討すべき」「検討が必要」「検討を進めるべき」ではなく、「直ちに実施すべき」と求めるべきである。</p> <p>取りまとめ案は、その文脈からして、現状の再生施設において上記指摘の有害物質による環境リスクが高まっているとの認識に立っているはずであるが、そうであるならば、このような有害物質のリスクにさらされながら作業をしている従事者、周辺住民がいる以上、「検討」というような悠長なことではなく、直ちに厳重な管理・適正処理を求めるべきである。有害物質、汚染物質のリスクは、これを少しでも感じた時に直ちに対策をすることが非常に重要であり、我が国の公害問題の歴史は、これを怠ったために公害や健康被害を発生させ、拡大させてしまったことを明白に教えている。</p>	<p>本取りまとめ案は、追加される対象品目に対して適正処理を進めるため、廃棄物処理法における特定家庭用機器廃棄物の処理基準に反映すべく取り組むことを念頭に取りまとめているものであり、すぐに対応が必要なものについては速やかに実施してまいります。</p>